

土地売買等届出書

年 月 日

京 都 府 知 事 様

権利取得者(譲受人)

住所 〒

氏名

(担当者)

電話

市町村名※			
区分※	所・地・貸・他	単・団	
受理番号※	年 月 日	第 号	
処理番号※	年 月 日	第 号	

譲受人業種	1	不動産業 建設業 金融業 製造業 商運業 その他
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方等に関する事項		契約の相手方（譲渡人）の住所				氏 名				契約締結年月日 年 月 日																					
土地に関する事項	番号	所 在 地 目				面 積																									
		登記簿 町 又 は 字 地 番		住 居 表 示		登記簿		現 況		登記簿 (㎡)		実 測 (㎡)																			
	1																														
	2																														
	3																														
		計 ㎡		計 ㎡																											
利用の状況	番号	届 出 に 係 る 権 利 以 外 の 権 利																													
		所 有 権					所 有 権 以 外 の 権 利																								
		所有者の住所		所有者の氏名			種 別		内 容		権利者の住所		権利者の氏名																		
1																															
2																															
3																															
土地物等に存する事項	番号	種 類	概 要	移 転 又 は 設 定 に 係 る 権 利 以 外 の 権 利 ※																											
				所 有 権				所 有 権 以 外 の 権 利																							
				種 別		内 容		所有者の住所		所有者の氏名		種 別		内 容		権利者の住所		権利者の氏名													
1																															
2																															
3																															
移転又は設定に係る事項	番号	移転又は設定の態様	地 上 権 又 は 賃 借 権 の 場 合						特 記 事 項																						
			存続期間		残存期間		堅固・非堅固の別		地代(年額・円)																						
			1																												
2																															
3																															
対価の額等に関する事項	番号	土 地 に 関 す る 対 価 の 額 等										工 作 物 等 に 関 す る 対 価 の 額 等																			
		地目(現況)		面 積 (㎡)				単 価 (円/㎡)				対 価 の 額 (円)				種 類		対 価 の 額 (円)													
				百万 千 円				百万 千 円				十億 百万 千 円						十億 百万 千 円													
		1																													
		2																													
3																															
実測清算	有・無	計 (a)										平均 ((b) ÷ (a))										計 (b)									
		百万 千 円										百万 千 円										十億 百万 千 円									
土地に関する事項	用途等														※																
	利用目的														利用の現況の変更																
	利用目的に係る土地の所在							利用目的に係る土地の面積							有・無																
	利用計画の概要		人工面率		%			計画人口		人																					
その他参考となるべき事項																															